

まずは相談

**電力の契約切り替え
トラブルにご用心！**

電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。

具体的には、大手電力会社を名乗る人物や知らない事業者から電気料金が安くなると電話があり、言われるままに現在契約している会社が発行する検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に契約が変更されていたというケースが報告されています。

電力やガスの勧誘を受けたときは、事業者名や連絡先、内容をよく確認しましょう。また、切り替えが必要ない場合は、検針票の記載情報（契約名義や顧

客番号、供給地点特定番号など）を伝えないようにしましょう。

訪問販売や電話勧誘で電力やガスの契約の切り替えをした場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（契約解除）をすることができます。

また、資料請求のみのはずが、契約書が送られてきたという事例もあります。業者から届いた書類は、すぐに内容を確認しましょう。

電力やガスの契約に関して、制度や仕組みで不明な点や不審なことなどがありましたら、消費生活センターのほか、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口にご相談ください。

☎03(3501)5725

相談できない男性たちへ

「男だから…」 「女だから…」 という思い込みにより、生きづらさを感じていませんか？ 性別による固定的なイメージをなくすことは、男女共同参画の実現のために欠かせません。

たとえば「泣くな、男だろう」とは言っても、男性だってつらいときはつらいものです。我慢が美德とされた時代もあったかもしれませんが、それだけでは問題の解決にはなりません。じっと耐えるだけでなく、誰かに相談してみましょう。

栃木県の相談窓口「男性のための相談専用電話」では、家族関係・仕事・生き方などの男性が抱える悩みを、男性の相談員に相談できます。

■日時 月曜日・水曜日
(祝日、年末年始を除く)
午後5時30分～7時30分
☎028(665)8724

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。
※土・日・祝日の電話相談は消費者ホットライン ☎188(局番なし)へ

まちがいさがし

わかるかな？

▼しもつけしき 石橋縁側

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)
※答えは38ページ下段

